

群馬県国民健康保険団体連合会 介護保険課からのお願い

本会へお問い合わせいただく前に

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表送付後、お問い合わせが大変多くなっています。
お問い合わせの前に本会ホームページをご一読いただき、対応方法等についてご確認ください。

アドレス <http://www.gunmakokuho.or.jp/> または「群馬県国保連合会」と検索してください。

- ・ホーム>介護保険事業所の皆様へ>4請求関係資料>介護給付費請求の手引き
- ・ホーム>介護保険事業所の皆様へ>12介護保険だより

よくあるお問い合わせ（返戻理由と対応方法等について）

「過去に該当する給付管理票を提出済みです」

1 返戻理由

既に提出済みの給付管理票があるにも関わらず、再度作成区分「新規」の給付管理票が提出されています。

2 対応方法

給付管理票を修正する場合は、作成区分を「修正」で提出してください。

【給付管理票の作成区分「新規」と「修正」の違い】

「新規」とは

- ・初めて給付管理票を提出する場合
- ・返戻された給付管理票を再提出する場合

（一度提出した給付管理票でも、返戻になると本会にデータが残らないため、「未提出」と同じ状態になります。そのため、作成区分を「新規」として再提出してください。）

「修正」とは

既に提出済みの給付管理票を修正する場合

（例えば、給付管理票の単位数の入力誤りを修正する場合や、複数のサービス事業所を入力する給付管理票において1事業所分の入力もれを追加する場合、作成区分は「修正」となります。）

「査定でエラーのあるもの」

1 エラーとなる原因

支給限度額管理の結果、サービス事業所からの請求単位数が、居宅支援事業所から提出された給付管理票に記載されている計画単位数を超過していた場合、査定（給付管理票の計画単位数を基準にしてサービス事業所の請求が減額されること）となりますが、返戻となるケースもあります。

2 返戻が発生するパターン

査定後の再計算の過程で、支給限度額管理対象外（サービス提供体制強化加算等）であるサービスが存在する請求である場合、システムでは判断できない部分があり、査定額を計算できないため、返戻となります。

3 サービス事業所の対応方法

請求単位数が正しいか、ご確認ください。

(1) サービス事業所の請求が正しかった場合

- ①居宅支援事業所に、給付管理票の修正をご依頼ください。
- ②請求明細書をそのまま再度ご請求ください。

(2) 居宅支援事業所の給付管理票が正しかった場合

- ①請求明細書の請求単位数等を修正の上、再度ご請求ください。